

## 令和6年度 アソカ保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、施設があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 アソカ福祉会
所在地	秋田県横手市城西町4番8号
電話番号	0182-33-1978
代表者氏名	理事長 熊谷 幹雄

### 2 施設の概要

施設の種類	保育所	
施設の名称	アソカ保育園	
施設の所在地	秋田県横手市城西町4番8号	
連絡先	電話番号 0182-33-1978	
	FAX 0182-33-1979	
管理者	園長 熊谷 幹雄	
対象児童	児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童	
利用定員	3・4・5歳児	30人
	1・2歳児	20人
	0歳児	10人
開設年月日	昭和27年4月1日	
特別保育の実施状況	延長保育・休日保育・病児保育事業（休止中）	
自己評価・第三者評価（外部評価）の概要	自己評価については現在実施しておりません。 また、第三者評価は実施していませんが、保育・教育専門機関に指導助言をいただき日常保育に生かしています。	
職員への研修の実施状況	年度当初に、職員の職位、職務内容に応じた研修計画を作成し、すべての職員が研修を受けられるよう配慮しています。	

嘱 託 医 等	(内科) しおたこどもクリニック 院長 塩田輝和 (歯科) 熊谷歯科クリニック 院長 熊谷克己
---------	--

### 3 施設の目的・運営方針

#### (1) 目的

児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、保育を必要とする児童の保育を行う。

#### (2) 運営方針

- ① 当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育・教育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指します。
- ② 保育・教育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用園児の意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努めます。
- ③ 当園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

### 4 保育を提供する日及び時間

開所日	月曜日から日曜日まで	
開所時間	午前7時15分から午後7時15分まで	
保育 時 間	標 準	午前7時15分から午後6時15分まで (延長保育)夕：午後6時15分から午後7時15分まで
	短時間	午前8時から午後4時まで (延長保育)朝：午前7時15分から午前8時00分まで 夕：午後4時00分から午後7時15分まで
	休所日	1月1日

### 5 利用料金

#### (1) 保育料

##### ① 保育料 (利用者負担)

保護者が居住する市町村が定める利用料

※幼児教育・保育の無償化に伴い、下記のとおり無料

2号認定 (3歳児～5歳児)：全ての児童を対象に無料

3号認定 (0歳児～2歳児)：市民非課税世帯を対象に無料

第3子以降保育料は無料になります

##### ② 支払いを求める理由

保育に係る費用の一部を保護者の方にも負担していただくため、なお、上

記規則は、世帯の所得の状況その他の事情を勘案した額を定めています。

## (2) 延長保育料（短時間保育認定）

### ① 種類及び金額

短時間保育認定区分に該当する方で、午前8時00分から午後4時00分までの範囲以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時15分から午前8時00分まで又午後4時00分から午後7時15分の範囲内での時間外保育利用については、横手市にお支払いいただく通常の保育料の他に、1時間当たり一人100円の利用者負担が必要となります。

### ② 支払いを求める理由

延長して利用する時間帯に、人件費、光熱水費等の費用がかかるため。

その他延長保育料について

※登園では以前から午後6時15分より1時間の延長保育補助事業を受け、利用者負担をいただくずに延長保育を行っており、今後も標準時間の園児が利用する場合も利用料をいたしません。

## (3) 副食費

登園の副食費設定金額 4,800円

※ 3～5歳児は保護者負担なし（横手市在住者）

※ 0～2歳児は保育料に含まれています。

令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化制度」が開始になり、3歳児から5歳児のすべての子どもの保育料が無償になりました。しかし、副食費については、無償化の対象外となっています。基本的に各保育園で金額設定し、保護者様が保育園に納める形になります。横手市では、県の助成に加え独自の助成を実施し、無料(月上限4,800円)としています。国のルール上、各法人では、副食費の金額を設定する必要があり、当園の給食全般に係る経費(材料費等)や国から示された基準額を基に検討した結果、以上のように設定しております。

無償化に伴う副食費について、ご不明な点がある場合は横手市子育て支援課までご連絡ください。横手市外からの広域入所の方は、各市町村の準ずる形になります。ご不明の場合は担当市町村にお問い合わせ下さい。

## (4) 実費徴収

教材費一部負担（3歳児） 年間3,500円

園帽子 1,000円

## 6 施設・設備等の概要

### (1) 施設

敷地	敷地全体	1,633,780 <sup>m</sup> <sup>2</sup>
	園庭	999 <sup>m</sup> <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄骨造平屋建
	延べ面積	634.78 <sup>m</sup> <sup>2</sup>

### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	2室	
ほふく室	3室	
保育室	3室	もも組（3歳児クラス）、ばら組（4歳児クラス）、ふじ組（5歳児クラス）
遊戯室	1室	
調理室	1室	
調乳室	1室	

## 7 職員の設置状況（令和6年4月1日現在）

職種	員数	備考
園長	1	資格有
主任保育士	1	資格有
保育士	17	資格有（内パート7人）
栄養士	2	資格有
看護師		
調理師	2	資格有
事務	2	庶務・会計
清掃担当	1	

## 8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、当園が定める保育課程にそって保育を提供します。

休日保育、病後児保育事業（現在休止中）については、別途記載のとおりです。

## 9 休日保育について

- ・日曜・祝日 保育時間は午前8時から午後6時
- ・休日保育は両親が共に仕事で、保育に欠ける場合のみとなります。利用さ

れる場合は休日保育利用申請書と職場からの休日勤務証明書を提出していただきます。

- ・ご利用月の前月末に休日保育調査表をお渡し致しますので、両親のシフト表（勤務表）と共に提出して下さい。（会社にシフト表がない場合は、園の様式に従って提出して下さい。）

- ・休日保育調査表を確認後、休日保育申込書をお渡し致しますので希望日の3日前正午まで必ず提出下さい。提出されない場合は希望なしとみなしますので、ご注意ください。

（記入漏れがありますと、再度記入しての提出になります。）

- ・緊急連絡先（当日の居場所）、電話番号は明確に記入してください。
- ・お子様方は、保育園における集団生活で、疲れやストレスが生じることがあります。保護者がお休みの場合は、ご家庭で一緒にゆっくり過ごし、7日間続けての登園にならないようお願いいたします。

## 10 給食について

### （1）食事の提供方法

- ・栄養士作成をもとに、保育園で調理を行っております。（0歳児～5歳児まで完全給食です）

### （2）食事の提供する日

- ・保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。
- ・栄養士作成の献立献立表は毎月別途お知らせします。
- ・児童の年齢に応じた時間帯に食事の提供を行います。

### （3）アレルギー対応状況

- ・アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、主治医による食物アレルギー除去食に係る指示書と検査結果の提出が必要です。

- ※ 指示書については、横手市医師会様で様式が統一されています。

- ・除去食に対応しています。
- ・食物アレルギー対応マニュアルに則り対応します。

### （4）集団給食施設届出を横手保健所へ提出しています。

- ・大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（月1回）による栄養士、調理員の健康管理を徹底しています。また、未満児従業員にも検便検査を他従業員より多く実施しています。
- ・調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

## 11 緊急時の対応

- (1) 当園は、保育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合は、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持ってしかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 保育の提供により事故が発生した場合は、市子育て支援課及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (4) 利用子どもに対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにおこないます。
- (5) 保護者の皆様に緊急にお知らせをする必要が生じた場合は、eメッセージアプリにて一斉に連絡します。

## 1.2 非常災害時の対策

防火管理者	熊谷幹雄 消防計画届け出年月日 平成28年9月1日
非常時の対応	当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。
避難場所	女性センター 城南高校
防災設備	消火器6台 自動火災報知設備 漏電火災警報器
避難・消火訓練	避難訓練年12回、消火訓練年1回

## 1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園は、支給認定保護者等からの苦情を迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、支給認定保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講ずる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申し出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

受付担当者 氏名	主任 中野 まゆみ 副主任保育士 小室孝子
解決責任者 氏名	理事長・園長 熊谷 幹 雄
第三者委員	高橋 弘 美 横手市平鹿町浅舞字浅舞 221 浅舞感恩講保育園 加賀谷 長 吉 横手市本町 7 - 4 7

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

#### 1.4 利用者に対しての保険の種類、保険事故、保険金額

当園においては、以下の保険に加入しています。

保険の種類	東京海上日動火災保険株式会社 地震セット (0-157 等+地震補償付)
保険の内容・保険金額	施設園賠償責任保険・保育者賠償責任特約 (施設賠 対人 1 名・1 事故 1 0 億円) 対物 1 事故 1, 0 0 0 万円 (生産物賠) 対人 1 名・事故期間中 1 0 億円 対物 1 事故・期間中 1 0 0 0 万円 免責金額：なし
保険の内容・保険金額	初期対応費用特約 支払限度額①見舞費用：1 名 1 0 万円程度 (但し、園児死亡の場合 1 名 100 万円限度) ②見舞金費用以外の初期対応費用： 1 事故 1 0 万円限度 ③①②共通 1 事故 1000 万円限度 免責なし  園児団体傷害保険 (死亡・後遺障害) 2 3 0 万円 (入院保険金日額) 3, 0 0 0 円 (通院保険金日額) 2, 0 0 0 円

※その他「日本スポーツ振興センター」にも加入しています。

## 1 5、当園におけるその他の留意事項

### 健康診断、健康管理について

- (1) 当園では、子どもに対して、市設備基準条例に規定する利用開始時の健康診断は内科検診年2回 歯科検診 年1回 検診結果については児童票記入と共に結果報告書で保護者へお知らせいたします。
- (2) 身体測定は、毎月1回身長・体重の測定を行います。  
結果については書面等でお知らせします。
- (3) 病気のときの対応  
毎朝の体温等の確認
  - ・登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
  - ・熱が37.5度以上（平熱で個人差あり）ある場合は、当園を控え、療養や医師の診察を受けるようお願いいたします。
  - ・病児保育事業は、現在休止中です。再会できたらご連絡いたします。
  - ・保育中に体調不良（発熱・下痢・腹痛・頭痛・発疹等）なった場合、保護者に連絡させていただきます。お迎えの間、保健室で様子を見ながら保育します。
  - ・感染症と診断を受けた場合は園まで必ず連絡して下さい。（受診の際は、医師に当園の目安や再診の有無を確認して下さい。）
  - ・保育園は、園児が集団で活動を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことが大切です。
- (4) 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び横手市園医の手引きに則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努めます。

### 連 絡

- ・家庭の事情が変わった時（住所・勤務先・電話番号・家族や家庭など）は、直ぐにお知らせ下さい。

## 1 6 保育園での薬の与薬と使用について

### (1) 内服薬について

本来、保育園で薬を飲ませることは法律違反となります。

◎医療機関を受診した際は、必ず保育園に通っている事を主治医に伝え、薬の処方出来る限り1日2回の処方をお願いしてください。

◎園児の症状や疾患により、医師が1日3回（朝・昼・夕の場合のみ）の服用が必要と判断した場合に限り、保護者の方にお薬依頼書を記入していただき、その依頼書と服用する薬の内容を確認し、看護師または保育士が、お薬を飲ませることができます。

◎お薬依頼書に正しい記入がない場合や、お薬依頼書と持参したお薬が異なる場合は、飲ませることができませんので、予めご了承頂くとともに、お薬依頼書の記入と、お薬の準備を正しく行ってください。

◎処方されてから1ヶ月以上経過しているお薬は飲ませることができま

せん。

新しく処方された薬は、お薬袋の中に薬局からもらうお薬の説明書を必ず入れて持参してください。

\*お薬袋は、お薬服用時以外は家庭で保管してください。

◎お薬は1回分を持参する。水薬は小さな容器に移してください。薬袋および容器には、必ずご記名ください。

## (2) その他の薬

内服薬同様、保育園では塗り薬や貼り薬等を使用することはできません。

◎アトピー性皮膚炎などの慢性疾患や、医師の指示通りに薬を使用しないと、症状が悪化したりする可能性が高く、主治医が保育園でも薬の使用を行ったほうが良いと判断された場合に限り、塗り薬や貼り薬を使用できることとします。ただし、使用する場合は、必ず医師の記入した指示が必要となります。主治医が記入した指示書をもとに、看護師または担当の保育士とお話しし、使用するお薬について、理解したうえで使用を可能とします。

◎「熱が出たら・・・」「咳が出たとき・・・」「発作が起きた時・・・」というように、症状や状況を判断して投与しなければいけない薬の使用は、当園では対応できませんので、ご了承ください。

★市販薬の使用や保護者の方の判断で投与するお薬については、いかなる状況でも使用することはできません。

## 1 7、虐待の防止のための措置

当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
  - (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
  - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
  - (4) その他虐待防止のための職員に対する措置
- 2 虐待等の行為とは、保育指針第4章「保護者への支援」の解説しているとおりです。
- 3 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、市子育て支援課・児童相談所等適切な機関に通告する。

## 1 8 安全対策と事故防止

- (1) 当園は、安全かつ適切に、質の高い保育・教育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。
- (2) 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
- (3) 当園は、横手市で策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル

ル」に則り、アソカ保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応につとめます。

- (4) 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り替りを行い、再発防止のための対策を講じます。
- (5) 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療を要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、市子育て支援課にも報告します。

## 19 秘密の保持

- (1) 当園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持します。
- (2) 地域子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持します。
- (3) 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持します。
- (4) 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持します。

## 20 その他

保育所保育要録は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）第2章の4の（2）に基づき、就学に際し、小学校での生活や学びにつなげていけるよう、保育所保育要録を小学校へ送付します。保育所保育要録には、お子さんの成長過程を振り返り、その姿や発達の状況を記載します。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和6年4月1日

保育園名：アソカ保育園

説明者職名：園長

氏名 熊谷幹雄 印